

光市医師会報

昭和49年4月発行

No. 21



人間よ、汝、微笑と涙との
あいだの振り子よ

パイロン

光市医師会

医師会月間行事

※3月19日(火) 市役所との協議会 於市民ホール 午後7.30

- 出席者 市役所 松岡市長、福祉事務所長、教育部次長、病院事務長、衛生課長、医師会 林会長、大野副会長、福本理事
- 協議事項 (1)教育委員会関係に関する事項 (2)国保関係に関する事項 (3)福祉に関する事項 (4)休日診療、救急医療に関する事項 (5)観光関係(海浜救護所)の状況について (6)衛生関係(予防接種委託料、出務医に対する配車、循環器検診の結果、乳児、3才児検診について、予防票の規格統一) (7)医療用施設に対する固定資産税の減免について (8)学校医、予防接種契約の災害保償は具体的にどの程度のものであるか (9)市職員の労災の支払いの促進 (10)医師会の公害調査に対して市より何等かの協力があるか。(下松市は公害調査に対して150万円助成)

光市医師会は4月よりモニター方式により大気汚染と疾病について公害調査を実施する (11)市民部長発言:医師会より要望されている休日診療の手当について日曜祝祭日、盆、年休、年始を含め内科1,000円、外科10,000円67日分1,340,000円としたい。

※3月26日(火) 例会 於医師会館 午後7.30

- (1)公害調査のモニター方式の実務と疾病の診断基準(阿武専務理事、長田理事、徳山市担当理事)
- (2)協議事項 (イ)公害調査のモニター依頼 (ロ)休祝祭日の当番医の編成 (ハ)各部会の担当部員の編成依頼
- 報告事項 (イ)理事の職務分担につい

て (ロ)市役所との協議会内容について (ハ)理事会で検討された予算と医師会費の関聯

※4月10日 理事会 林、松村、福本、丸岩高橋、大野(6名)

- (1)理事相互の分担会務の引つき
- (2)協議事項 (イ)定時総会の開催について (ロ)定時総会の議案について (ハ)定例理事会、月例会の曜日の設定 (ニ)電話連絡網の編成 (ホ)老人医療改正の説明会開催について
- 報告事項 (イ)老人医療費請求様式の改正について (ロ)医師会長会議、医師聯盟代表者会議報告 (ハ)保健調査について

※4月16日(火) 例会 於医師会館 午後7.30

- (1)国民健康保険と老人医療費の請求事務一本化に伴う様式の改正と取扱要領について説明
- (2)報告事項 (イ)医師会長会議報告 (ロ)医師聯盟代表者会議報告 (ハ)呼吸器疾患調査の実施について (ニ)圏請求事務協力費について (ホ)患者調査について (ヘ)学校医、予防接種出務の契約について (ト)諸会の開催について

光市医師会各帝会担当

各 会	担 当 者	部 員
保 險	松 村 晴 正	高島 潔、小嶋史郎
住 民 保 健	福 本 寿 雄	広田通男、山井英雄、守友雅彦、田村勝司、慮桐模
会 計	伊 藤 慶 二	竹中昭二、梅田 馨
広 報	大 野 宗 二	田中信彦、中村琢美、田村勝司
学 術	富 恵 哲	篠山勝海、守友雅彦、近藤龍一
麻 薬	丸 岩 巖	前田俊男
互 助 会	高 橋 健 次	田尻常太郎、渡辺貞雄、中島怒介、中間視十代
適 正 配 置	松 村 晴 正	
福 祉	高 橋 健 次	前田俊男、渡辺貞雄
学 校 保 健	富 恵 哲	広田通男、河村俊夫、河内山清、中村国雄
産 業 保 健	丸 岩 巖	亀田 仡、渡辺 幹、平岡恒郎、田村緑郎
病院部会(公)	松 前 視太郎	篠山勝海、山井英雄、弘中和彦、井原広太郎
病院部会(私)	丸 岩 巖	吉田三彦、梅田 馨
勤 務 医 部 会	松 前 視太郎	山井英雄、篠山勝海、弘中和彦、藤村 朴、渡辺幹 田村緑郎
医療保険研究	松 村 晴 正	小嶋史郎
労 災 指 定 医	丸 岩 巖	亀田 仡、渡辺 幹、田村緑郎
運 動 部 会	高 橋 健 次	亀田 仡、竹中昭二、藤村 朴

国保老人医療請求事務 の一本化

請求事務の簡素化は保険医のかねてからの強い要望であるが、公費医療と保険医療の明細書一枚化が、まず国保から49年度中に実施されることになったが、このうち老人医療の分は5月1日よりスタートとする。山口県の請求事務取扱いについては3月26日の例会において林会長より詳細に説明された。此の中

で山口県の方式は日医と厚生省の取決めより複雑化し簡素化の線に逆行するものであることが指摘された。

日本医師会長より都道府県医師会長宛に通達された内容は次の通りである。

国民健康保険と老人医療費の請求事務一本化に伴う様式の改正とその取扱要領

従来、厚生省との間に協議を重ねて参りまし

た。表記事項につきましては、ようやく合意の成立をみるに至り、従前の請求省令を廃止し、新たに国民健康保険法及び老人福祉法の規程にもとづく請求省令が公布される運びとなった。

記

1. 省令改正の要点と取扱いについて

- (1) 今回の請求省令の全面改正は、国民健康保険と老人医療費の請求書及び請求明細書の一本化に關する様式の改正にとどまるものであって、請求書提出先あるいは、これら二法以外の諸法の取扱いについてはすべて従前と同様である。
- (2) 請求書については、従来の様式を廃止し、新様式に一本化されたものであるが、請求書の提出先である市町村あるいは国保組合に關する被保険者中に老人医療費請求該当者がいない場合には、旧省令の様式を使用しても差支えない。
- (3) 従前の診療報酬請求明細書は新省令においてはすべて「診療報酬明細書」と改められ、これに伴って押印箇所を示す「㊤」が削除された。老人医療費と關連のない明細書については旧様式をそのまま当分の間使用しても差支えない。この場合、押印も不要である。様式第5及び第7は老人医療費併用の場合に使用する明細書である。

2. 請求書及び明細書の記載については省令各様式に示された備考によるほか

- (1) 「医療機関コード」欄は、医療機関コードが設定されている都道府県においてのみ記入する。
- (2) 請求書のあて先については、保険者が市町村の場合は、当該市町村名のみを記入する。(保険者が国保組合であって、老人医療費請求分が明細書に含まれている場合は、当該老人医療実施市町村名を当該国保組合とともに請求欄に連記するか、あるいは備考欄に記入することを原

則とするが、事務簡素化のため、老人医療実施市町村名の記入は省略してさしつかえない。

- (3) 旧請求書において設けられてあった「結核精神各法負担点数」欄は新様式においては削除されたが、これに該当するものがある場合は新様式の請求書においては、請求点数欄に記入した点数の下に()書で記載する。
 - (4) 保険者名は番号欄の記載については、請求書提出先保険者が市町村である場合は記載を省略してさしつかえない。新省令は5月1日から施行されるので、月遅れ分についても、5月請求分については新省令に示される様式による。
3. 請求書の提出においては、国保単独の明細書と老人医療併用の明細書とは1枚の請求書のもとに合綴されることになるが、この場合この両者を明確に区分したうえ綴るものとする。

契 約 書

(予防接種関係)

記

1. 予防接種の委託料は、出務医師1人1回(2時間まで)5,000円として算出した額とする。ただし、止むを得ず2時間を越えた場合1時間2,500円(1時間までの端数については、1時間とみなす。)とする。
2. 支払いは、昭和49年8月末及び昭和50年3月末日までを一括しそれぞれ2ヶ月以内に支払うものとする。この場合、予防接種目別及び出務医師明細を付する。

(学校医関係)

- (1) 校医(眼科及び耳鼻科医を除く)

基本額	1校毎に年額 50,000円
人員割額	5月1日現在の児童生徒数に 45円を乗じた額

(2) 眼科耳鼻科医

基本額 小中学校毎に年額 50,000 円

人員割額 5月1日現在の児童生徒数に
45円を乗じた額

第3条 甲は学校保健法第4条の健康診断については、前条の規定にかかわらず、別に診断をうけたもの1人当り350円とし、その総額が5,000円未満の場合は5,000円とする。

第4条 法第8条第1項の健康診断については、第2条の規定にかかわらず、別に診断をうけたもの1人当り500円とする。

順位	府 県 名	点 数
21	和 歌 山	494.3
22	新 潟	493.4
23	宮 城	490.0
24	香 川	486.9
25	群 馬	486.0
26	福 井	484.0
27	青 森	480.1
28	東 京	473.0
29	山 口	472.2
30	広 島	469.0
31	以 下 略	

社保外来本人平均点数

(Z表)

48年12月

順位	府 県 名	点 数
1	京 都	689.4
2	大 阪	663.0
3	愛 知	604.2
4	秋 田	554.6
5	富 山	550.4
6	兵 庫	547.1
7	北 海 道	541.0
8	奈 良	540.8
9	福 岡	537.7
10	長 野	529.7
11	長 崎	523.8
12	岩 手	519.6
全 国 平 均		516.8
13	熊 本	515.4
14	高 知	513.0
15	徳 島	510.8
16	岐 阜	508.4
17	三 重	507.9
18	栃 木	500.7
19	愛 媛	499.9
20	埼 玉	495.1

あ と が き

新年度早々発刊がおくれて申し訳ない。辨解がましいが、4月はいろいろの職務に追われて心ならずも遅れたことを御了承願いたい。尚 会報も既に20巻を越えたが、諸兄の御批判を賜りたい。

ほろほろと山吹ちるか瀧の音

芭蕉

PLACENTA - SAUERBRUCH
新しいタイプの胃・十二指腸潰瘍治療剤



健保適用

ザウエルプラセンタ注



特長 二重盲検法で立証された効果・著しい組織修復作用 内視鏡により確認された治療効果
適応症 胃・十二指腸潰瘍

包装 2ml × 5 Amp
薬価 480.00円

発売元 **北陸製薬株式会社**

福井県勝山市立川町一丁目3-14
製造元 (支店・東京・福岡・札幌・高松・出張所・山形・松江・山口)

PROF. SAUERBRUCH-PRAPARATE BÖTTGER K G. BERLIN WEST

新消化性潰瘍・胃炎治療剤

クロケール錠[®]

(アルミニウムジヒドロオキシアラントイネート製剤)

アラントインの優れた抗潰瘍作用!



沢井製薬株式会社

本社 大阪市旭区赤川町1-10
研究所・東工場 大阪市旭区赤川町1-28
支店 東京都中野区中央1丁目28-8

発行所 光市小周防1633の2林医院内
光市医師会
TEL 0833 (91) -0519
発行者 林 孝之
編集者 会報編集委員会
印刷所 光市御崎町
中村印刷株式会社